

7月9日(日) 投票日

令和5年7月9日は尾花沢市議会議員選挙の投票日です

尾花沢市議会議員選挙

○投票

投票日 令和5年7月9日(日) 午前7時～午後7時

(後日郵送される投票所入場券に書いてある投票所で投票してください。)

○開票

開票日 令和5年7月9日(日) 午後8時より

場所 尾花沢市文化体育施設アリーナ

(尾花沢市のホームページで開票速報を見ることができます。)

○投票できる人

年齢 平成17年7月10日以前に生まれた方

転入 令和5年4月1日までに市民税務課窓口に入場券を出された方

市内転居 令和5年6月16日(金)以降に市内にて転居した方は、転居前の住所地の投票所においてご投票ください。(入場券をご確認ください。)

※市外に転出されると入場券が届いても投票できません。

○期日前投票・不在者投票

投票日当日都合の悪い方は期日前投票・不在者投票をご利用ください。

(仕事がある 投票区外に用事がある 冠婚葬祭がある レジャー旅行がある など)

期間 令和5年7月3日～令和5年7月8日まで(6日間)

午前8時30分～午後8時

場所 尾花沢市役所3階 防災研修室2

※投票所入場券をお持ちください。裏面が投票用紙の請求書となっていますので、あらかじめ住所、生年月日、氏名をご記入いただくと受付がスムーズです。(もしも配布された入場券を忘れてしまっても、投票はできますので、受付にお声がけください。)

※指定病院(施設)に入院(入所)されている方は、病院(施設)にて不在者投票ができます。早めに病院(施設)の事務の方にご相談ください。

※仕事や旅行などで投票日当日、他の市区町村に滞在されている方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。早めに選挙管理委員会において投票用紙の請求手続きをしてください。

不在者投票のお問い合わせは
お早めに！告示日前でも受け付けます！



○郵便投票（在宅）

重度の身体障害者や戦傷病者及び介護保険法上の要介護者、免疫障害者の方は、自宅にて投票することができます。（下記の表に該当される方に限ります。）事前に「郵便投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めに選挙管理委員会にご相談ください。

投票用紙の請求

交付を受けた証明書で、投票用紙の請求をしなければなりません。請求期限は令和5年7月5日（水）までとなっております。それ以降は受付いたしませんので早めにお手続きください。

郵便投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便投票の代理記載ができる方

以下に該当し、事前に選挙管理委員会に届け出た方は代理人による記載が可能です。

- ① 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が一級である者として記載されている方
- ② 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている方。

令和5年度明るい選挙啓発標語募集中！

尾花沢市ホームページにおいて令和5年度明るい選挙啓発標語を募集しています。締め切りは6月8日（木）17：00となっておりますので、市内在住の皆さん、奮ってご応募ください。

○ 金賞 1作品 商品券 5,000円

○ 銀賞 2作品 商品券各 3,000円

金賞作品は尾花沢市議会議員選挙の啓発標語に使用させていただきます。

ハガキ、メール、ファックス、直接のお持ち込みも受け付けます。

作品（標語）、応募者氏名、住所、電話番号をご記入の上、選挙管理委員会事務局までご応募ください。 TEL：22-1111（内線236） FAX：22-1239

メール senkan@city.obanazawa.yamagata.jp



7月号でもお知らせいたします。